

第 5 期草津市地域福祉計画 (概要版)

令和 年 月
草 津 市

1 計画策定の趣旨

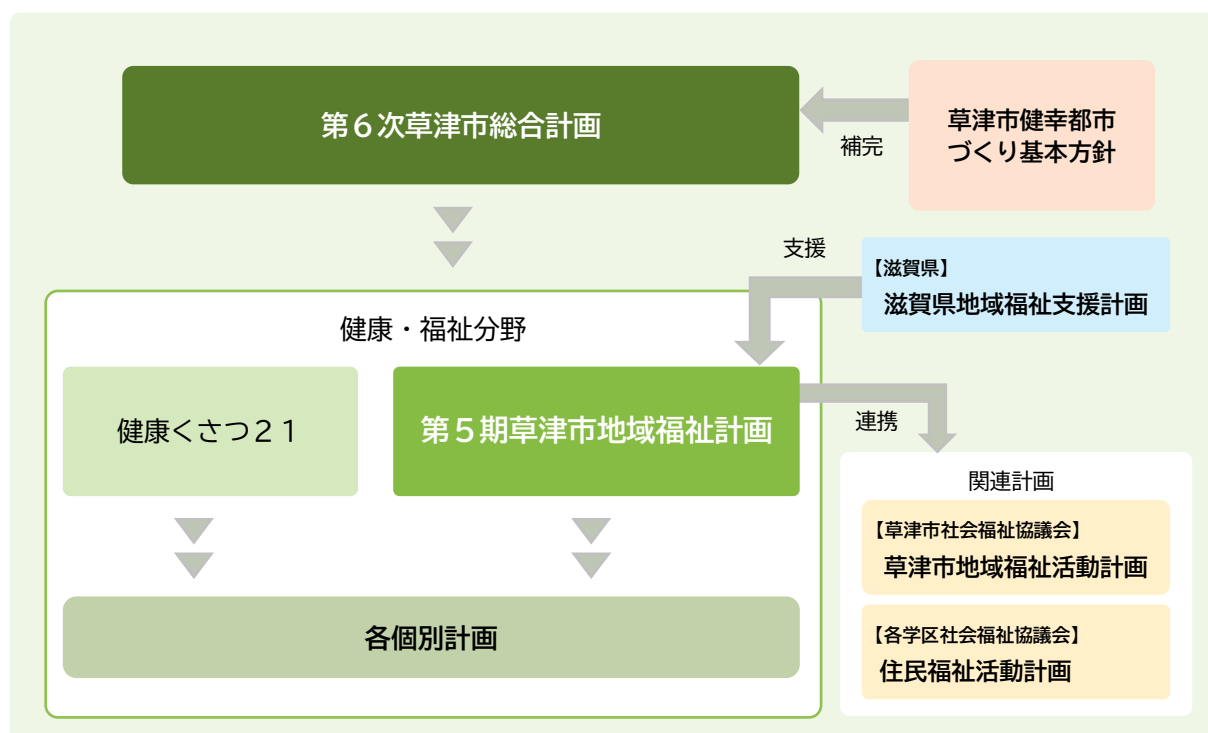
少子高齢化、核家族やひとり暮らしの増加、ライフスタイルの多様化にともない、一人ひとりが抱える生活課題も多種多様となっており、これらに対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスだけでは十分ではなく、地域でともに暮らす住民が身近にある様々な福祉ニーズに目をむけ、地域全体で課題の解決に取り組んでいけるような「地域力」の向上が一層求められています。

さらに、令和2（2020）年度の社会福祉法の改正では、「地域共生社会」の実現に向け、市町村における包括的な支援体制の構築を目的とした「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和6（2024）年度には、近年、深刻な社会問題となっている孤独・孤立について、「互いに支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」を目指すことを趣旨として「孤独・孤立対策推進法」が施行されるなど、地域福祉の重要性がますます高まっています。

第5期草津市地域福祉計画は、このような近年の地域福祉や社会情勢を取り巻く状況の変化に対応するため、第4期計画での課題を検証するとともに取組の成果を活かしながら、今後5年間における草津市の地域福祉の方向性を定め、各施策のより一層の充実を図ることを目的としています。

2 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、市の最上位計画である「草津市総合計画」がめざすまちの将来像や基本理念の達成に向けた、“福祉のまちづくり計画”です。また、福祉に関する個別計画に関し、共通して取り組むべき事項を体系化するものであり、他の福祉関連計画の上位計画として位置づけています。



3 計画の期間

本計画の計画期間は令和8（2026）年度から令和12（2030）年度の5年間とします。

4 基本理念

人と人とのつながりで笑顔が輝くまち

～いつまでも健幸で地域力のあるまち草津をめざして～

第4期計画では、地域福祉の重要性が高まる中、地域の構成員が健やかで幸せに暮らしながら、地域社会の問題に自ら気づき、主体的に、または関係する組織や行政等と協働を図りながら、問題解決や地域の価値を創造していけるような「地域力」を高めるため、地域における多様な人々による助け合い・支え合いを推進するとともに、福祉関連施策・支援体制等のさらなる充実を図ることを目的に、「助け合い・支え合い」を未来へつなげるまち～いつまでも健幸で地域力のあるまち草津をめざして～」を基本理念に掲げて様々な福祉施策を展開してきました。

第5期計画においては、第4期計画でめざした方向性は継承しつつ、一層深刻化するコミュニティの希薄化や担い手不足の現状を踏まえ、助け合い・支え合いの基盤となる”人と人とのつながり”に着目し、各種取組を通してこれを広げ、市全体で持続可能な「地域力」を高めることを共通の考え方として、『人と人とのつながりで笑顔が輝くまち ～いつまでも健幸で地域力のあるまち草津をめざして～』を基本理念に定めました。

5 施策体系

基本理念

人と人とのつながりで笑顔が輝くまち
～いつまでも健幸で地域力のあるまち草津をめざして～

リーディングプロジェクト 《草津市重層的支援体制整備事業》

- (1)相談支援 ●相談支援事業 ●多機関協働事業 ●アウトリーチ支援事業
- (2)参加支援 ●参加支援事業
- (3)地域づくりに向けた支援 ●地域づくり事業

基本目標1 みんなで育ち合う人づくり

基本方向1) 福祉意識の醸成

- 基本施策① 人権教育・啓発活動の推進
- 基本施策② 福祉教育や福祉体験学習の推進
- 基本施策③ 虐待防止への取組の推進

基本方向2) 地域福祉の担い手の育成と活躍の推進

- 基本施策① ボランティアの育成と活躍の推進
- 基本施策② 福祉活動を担う人たちへの支援
- 基本施策③ 地域でのリーダーやコーディネーターの育成

基本方向3) 地域交流の推進

- 基本施策① 住民交流・ふれあいの場づくり
- 基本施策② 高齢者や障害者等の社会参加の促進
- 基本施策③ 地元企業・事業所等による社会貢献の促進

基本目標2 みんなで支え合う地域づくり

基本方向1) 地域福祉を支えるネットワークづくり

～地域包括ケアシステムの深化・推進～

- 基本施策① 住民参加のネットワークづくり
- 基本施策② 関係機関、各種団体等との連携強化
- 基本施策③ 居場所や多様な活躍の場づくり

基本方向2) 地域の課題解決力《地域力》の強化

- 基本施策① 地域福祉活動への参加促進
- 基本施策② 住民活動が生まれやすい環境づくり
- 基本施策③ 助け合い・支え合い活動の支援

基本方向3) 安全・安心な地域づくり

- 基本施策① 災害時等における支援体制の強化
- 基本施策② 誰もが住みやすい環境づくり
- 基本施策③ 再犯防止の取組の推進

基本目標3 みんなが尊重されるまちづくり

基本方向1) 総合相談窓口の充実

- 基本施策① 総合相談体制の充実
- 基本施策② 多機関協働と伴走支援の推進
- 基本施策③ 孤独・孤立対策の推進

基本方向2) セーフティネットの充実

- 基本施策① 生活困窮者の自立支援
- 基本施策② 権利擁護の推進

基本方向3) 福祉サービスの利用促進と評価

- 基本施策① サービス利用に関する情報発信の充実
- 基本施策② サービスの評価と質の向上

施策を展開し、基本目標を達成することで、基本理念の実現をめざします。

リーディングプロジェクトの取組を通して各施策の効果を高め、基本目標の達成をめざします。

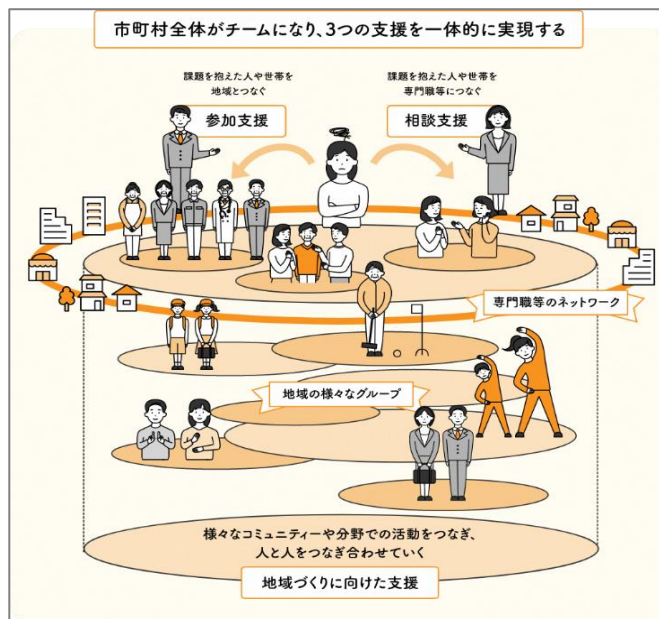
5 リーディングプロジェクト

本計画の基本理念や基本目標の実現に向け、計画全体の推進を先導していく施策を「リーディングプロジェクト」として位置づけ、重点的に取り組んでいきます。

本市では、令和5年度から「重層的支援体制整備事業」に着手し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズにも対応する包括的な支援体制を整備するため、こども、障害、高齢、生活困窮等といった各分野の取組や支援を活かして、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施しています。制度・分野ごとの『縦割り』や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることにより、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指しています。

こうした取組は、地域福祉を推進するための体制強化につながることから、「草津市重層的支援体制整備事業」を本計画のリーディングプロジェクトに位置付け、その実施計画を包含し事業を展開することで本計画全体の着実な推進を図ります。

<重層的支援体制整備事業>



【出典】

地域共生社会のポータルサイト
(厚生労働省)

<社会福祉法における重層的支援体制整備事業の位置づけ>



【出典】厚生労働省

草津市重層的支援体制整備事業実施計画

目指す姿

重なりあいとつながりの構築による、人と地域の重層的なセーフティネットの整備

1 重層的支援体制整備事業の概要

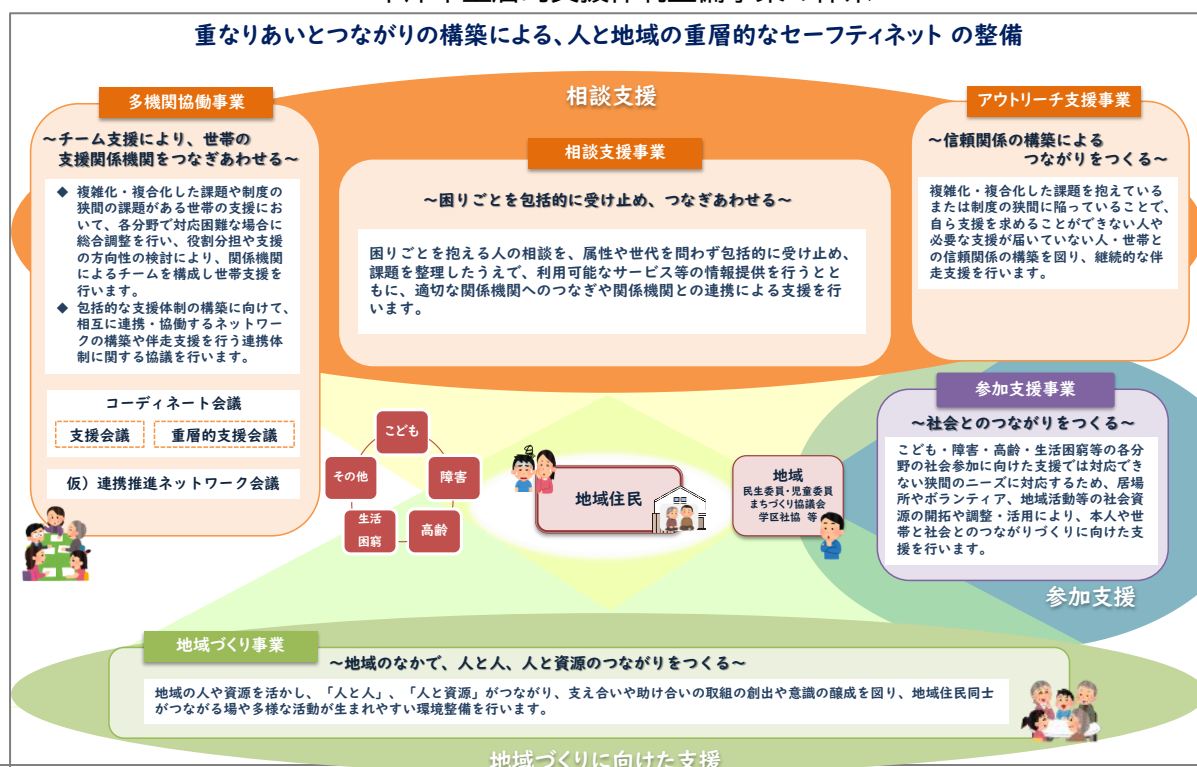
重層的支援体制整備事業では、こども、障害、高齢、生活困窮等といった各分野の取組や支援を活かして、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズにも対応する包括的な支援体制の強化を図ります。これは、各分野の事業・拠点の機能をベースとしつつ、互いに連携し、福祉分野をはじめ、健康づくりやまちづくりといった様々な制度や支援、地域活動の重なりあいやつながりをつくることによって、個別の支援と地域に対する支援による重層的なセーフティネットの体制整備を進めるものです。

また、庁内外の関係機関との連携・協働を通じて、市全体で地域と関係機関によるチームとなれるよう連携推進体制の強化に取り組めます。

【一体的に行う3つの支援と5つの構成事業】

- ① 相談支援
 - 相談支援事業
 - 多機関協働事業
 - アウトリーチ支援事業
- ② 参加支援
 - 参加支援事業
- ③ 地域づくりに向けた支援
 - 地域づくり事業

<草津市重層的支援体制整備事業の体系>



6 施策の展開

基本目標1 みんなで育ち合う人づくり（人づくり）

- 人権や福祉に関する講座や啓発活動等を通じて福祉意識の醸成と差別のない社会をめざすとともに、高齢者や障害者、こども等への暴力や虐待の防止に努めます。
- 地域で活動する民生委員・児童委員やボランティア等の重要性を広く周知し、市民の関心を高めるとともに、担い手の育成と活動支援を推進します。
- 住民同士の交流やふれあいの場づくりや高齢者や障害者等の社会参加を促進するとともに、企業や事業所等による社会貢献を支援し地域との交流を推進します。

基本方向	基本施策	主な施策
(1) 福祉意識の醸成	① 人権教育・啓発活動の推進	・ 人権教育・学習の推進 ・ 市民、事業所等への人権啓発の推進 ・ 外国人への理解の促進 ・ 男女共同参画についての意識啓発
	② 福祉教育や福祉体験学習の推進	・ 重層福祉に関する講座や研修会の充実 ・ 学校での福祉教育・体験学習の推進 ・ 認知症の正しい知識と理解を深めるための取組の推進 ・ 障害のある人への理解の促進と尊厳の保持 ・ 手話に関する施策の推進
	③ 虐待防止への取組の推進	・ 配偶者等に対する暴力の防止と被害者支援 ・ 障害者虐待の防止 ・ 高齢者虐待の防止 ・ 児童虐待の防止 ・ ヤングケアラーへの支援
(2) 地域福祉の担い手の育成と活躍の推進	① ボランティアの育成と活躍の推進	・ 重層地域ボランティアの育成と活動機会の拡大 ・ 重層ボランティアの活動機会の提供 ・ ボランティアセンター事業の推進 ・ 身近な場面で活躍するボランティアの育成支援
	② 福祉活動を担う人たちの支援	・ 民生委員・児童委員活動の支援 ・ 社会福祉団体等の活動支援 ・ ボランティア団体やNPO法人等の相互交流や連携の場づくり ・ 老人クラブ活動の充実 ・ まちづくり活動に対する支援
	③ 地域でのリーダーやコーディネーターの育成	・ 重層福祉活動のコーディネーター等の育成 ・ 社会参加・生涯活躍社会の構築に向けた取組の推進 ・ 次世代を担うこどもや若者への体験機会の提供
(3) 地域交流の推進	① 住民交流・ふれあいの場づくり	・ 身近な地域での交流の場づくり ・ 社会福祉施設と地域住民との交流の促進 ・ 世代を超えたサークル活動の促進
	② 高齢者や障害者等の社会参加の促進	・ 重層高齢者の介護予防と社会参加の促進 ・ 重層障害のある人の社会参加の促進 ・ 就労支援と雇用環境整備の促進 ・ 高齢者労働能力活用事業の推進
	③ 地元企業・事業所等による社会貢献の促進	・ 地元企業等との連携による見守り活動の推進 ・ 重層社会福祉施設等の地域行事への参加促進 ・ 地元企業による社会貢献の促進 ・ 地域・企業等と連携した健康への取組の推進 ・ 大学との連携による学生ボランティアの活動促進

重層は「重層的支援体制整備事業」の関連施策です。

基本目標2 みんなで支え合う地域づくり（基盤づくり）

- 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた住民参加のネットワークづくりに一層取り組むとともに、支援が必要な全ての人や世帯を支えられる地域の形成をめざします。
- 地域課題の共有や解決に向けた取組等について、地域の様々な主体が参加し検討する場を推進するとともに、住民主体の福祉活動を支援します。
- 地域における災害時の支援体制の強化を支援するとともに、バリアフリーの推進等により、平時から誰もが住みやすいまちづくりを推進します。

基本方向	基本施策	主な施策
(1) 地域福祉を支える 地域包括ケアシステムの ネットワークづくり の 深化・推進	①住民参加のネットワークづくり	・重層「学区の医療福祉を考える会議」の推進 ・重層地域ケア会議の推進 ・重層生活支援体制整備事業の推進
	②関係機関、各種団体等との連携と機能強化	・小地域ネットワーク活動の推進 ・在宅医療・介護連携の推進 ・草津市社会福祉協議会との連携強化 ・民生委員・児童委員活動との連携強化 ・ボランティア等との連携強化
	③居場所や多様な活躍の場づくり	・重層高齢者が身近な場所で交流できる場づくりの推進 ・重層こどもが学び、体験できる居場所づくりの推進 ・重層地域子育て支援センターの充実
(2) 地域の課題解決力 《地域力》の強化	①地域福祉活動への参加促進	・地域福祉活動等の情報提供の充実 ・福祉を考える機会の提供 ・重層地域保健活動を通じた健幸な地域づくりの推進 ・定年退職者の地域活動への参画促進に向けた取組の推進
	②住民活動が生まれやすい環境づくり	・重層地域づくりの推進に向けた支援 ・地域住民の主体的な活動への支援 ・まちづくり活動に対する支援
	③助け合い・支え合い活動の支援	・高齢者や障害者等の移動支援 ・高齢者や障害者等の生活支援 ・子育てと就労を支援する活動の推進 ・重層福祉サービス等と地域との協働への取組支援
(3) 安全・安心な地域づくり	①災害時等における支援体制の強化	・避難行動要支援者への避難支援 ・地域の防災体制づくり、防災訓練の促進 ・災害ボランティアセンターの充実 ・福祉避難所の確保 ・感染症対策の推進
	②誰もが住みやすい環境づくり	・道路等のバリアフリー化の推進 ・公共交通ネットワークの充実 ・施設のユニバーサルデザイン化の促進 ・高齢者、障害者等が安心して暮らせる住まいの確保 ・高齢者や障害者等の生活支援
	③再犯防止の取組の推進	・「社会を明るくする運動」の推進 ・更生保護活動の充実 ・再犯防止推進に関する周知・啓発の推進 ・保護観察対象者等の就労支援

重層は「重層的支援体制整備事業」の関連施策です。

基本目標3 みんなが尊重されるまちづくり（仕組みづくり）

- 分野横断的な相談支援体制を強化するとともに、孤独・孤立等により支援が届きにくい人や世帯への働きかけや、信頼関係の構築と継続的な支援の充実に努めます。
- 権利擁護の推進や多様な課題を抱える生活困窮者の自立の促進を図ることにより、生活課題の深刻化を防ぎ、必要な人に制度が届く体制づくりに努めます。
- 公的保険制度や福祉サービス等の情報提供の充実に努めるとともに、サービス事業者の評価の公表や、人材育成・人材確保に向けた取組への支援に努めます。

基本方向	基本施策	主な施策
(1) 福祉の総合相談窓口の充実	① 総合相談体制の充実	・ 重層 福祉の総合相談・支援の充実 ・ 重層 高齢者総合相談・支援の充実 ・ 重層 障害者相談支援事業の充実 ・ 重層 こども家庭センターによる相談支援体制の充実 ・ 草津市社会福祉協議会における相談機能の充実 ・ 地域に根差した相談業務の充実
	② 多機関協働と伴走支援の推進	・ 重層 多機関協働に向けた総合調整機能の充実 ・ 重層 アウトリーチ支援の推進 ・ 重層 参加支援の推進
	③ 孤独・孤立対策の推進	・ 地域における孤独・孤立対策の推進 ・ 民生委員・児童委員による見守り・声掛け活動の推進 ・ 高齢者の孤独・孤立防止への取組 ・ こころの健康に関する相談への取組 ・ こどもやその保護者の居場所を確保する取組の支援 ・ 経済的困窮による孤独・孤立への対策の推進 ・ 重層 ひきこもりに関する相談・支援の充実 ・ 生きづらさを抱えた人の居場所づくり
(2) セーフティネットの充実	① 生活困窮者の自立支援	・ 重層 情報提供・相談窓口の充実 ・ 支援ネットワークの構築 ・ 草津市社会福祉協議会との連携
	② 権利擁護の推進	・ 成年後見制度の利用促進に関する取組 ・ 地域福祉権利擁護事業の周知と利用促進 ・ 権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築
(3) 福祉サービスの利用促進と評価	① サービス利用に関する情報発信の充実	・ 高齢者やその家族に対する情報の提供 ・ 子育て支援サービスの情報提供の充実 ・ 障害特性に応じた伝達手段の充実 ・ 地域福祉関連情報の共有化
	② サービスの評価と質の向上	・ 事業者のサービスの自己評価の促進 ・ 外部（第三者）評価制度の利用啓発 ・ 事業者職員やサービス提供者の研修充実についての働きかけ ・ 地域での新たな福祉ニーズの掘り起こしとサービス事業者への発信 ・ 分野横断的な福祉サービスの充実 ・ 人材確保に向けた取組

重層は「重層的支援体制整備事業」の関連施策です。

7 計画の推進に向けて

(1) 協働体制による計画の推進

計画に基づく施策を推進していくためには、地域住民、地域団体、福祉サービス事業者、草津市社会福祉協議会と行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって、総合的な視点から協力して活動を推進することが重要です。

このため、次のような役割のもと、協働体制による計画の効率的、効果的な推進をめざします。

■市の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には住民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する「公助」としての責務があります。

そのため、中間支援組織である草津市社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員協議会、まちづくり協議会、町内会、社会福祉関係団体等と連携を図りながら、住民同士の助け合い・支え合い活動やボランティア等の人材育成を支援するとともに、福祉の制度やサービスを広く周知・啓発し、困難を抱える人や世帯を適切な支援に結び付けるための分野横断的な支援体制やネットワークの構築を進めていく必要があります。

■草津市社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を使命の一つとする草津市社会福祉協議会は、地域の実情を把握し、住民とともに地域課題に取り組む組織です。草津市社会福祉協議会は市と連携する中で、ボランティア活動、福祉意識の醸成、人材育成、学区・区社会福祉協議会活動の支援、相談事業等、地域の実情に応じたサービスの提供や支援に取り組むことが求められています。

■福祉・医療等の関係機関に期待される役割

高齢者・障害者・こども等への各種福祉サービス事業所、保健・福祉・医療の関係機関などには、サービスの担い手として、ニーズに応じた質の高い利用者本位のサービスを提供するとともに、利用者の権利擁護に関して十分な配慮がなされ、適切なサービス提供はもとより、利用者の立場に立った、心のこもったサービスの提供が期待されます。

■地域団体に期待される役割

地域住民の日常生活の場として、地域に根ざした見守りや声かけ活動を促進し、日頃から顔の見える関係づくりを大切にすることで、孤独・孤立や困難の深刻化を防ぐとともに、地域の防災・防災活動を通じて、地域の安全・安心の向上にも努めることが期待されます。

■地域住民に期待される役割

行政や事業者から情報やサービスの提供を受けながら、住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高めるとともに、地域福祉を支える一員として、地域活動やボランティア活動等に積極的に参加することや、隣近所の大切さを再認識し、地域内のコミュニケーションを進めることが期待されます。

(2) 計画の評価

本計画の推進にあたっては、引き続き、「草津市地域福祉推進市民委員会」において進捗管理を行い、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用し、事業の実施手法等の見直し・改善を図ることで、効果的かつ継続的な計画推進を図ります。

進捗管理にあたっては、各基本施策を構成する「主な施策」の実施状況を評価するとともに、リーディングプロジェクトに位置付けている「重層的支援体制整備事業」の対象事業については、本計画に内包する「重層的支援体制整備事業実施計画」で定める評価の観点に基づく評価を行います。また計画全体の効果を検証するための指標である「目標値」を確認し、見直し・改善の方向性を検討します。

進捗状況の点検評価の仕組み

